まんがでわかる！年金一元化

制度的な差異は基本的に厚生年金にそろえられます～老齢給付編～

退職共済年金の在職中の支給停止の基準が変わります

退職共済年金は、原則として組合員期間等が25年以上で、支給開始年齢に達したときに支給される年金です。被用者年金の一元化が行われる平成27年10月以降は、退職共済年金は厚生年金にそろえて「老齢厚生年金」となります。

退職共済年金では、受給権者が組合員として在職している場合や、民間企業などに再就職して厚生年金の被保険者などになっている場合は、原則として、その賃金に応じて年金の一部または全部が停止されることとされています。

退職共済年金と老齢厚生年金ではその支給停止の基準に差異があるため、平成27年10月以降は、老齢厚生年金にそろえられます。

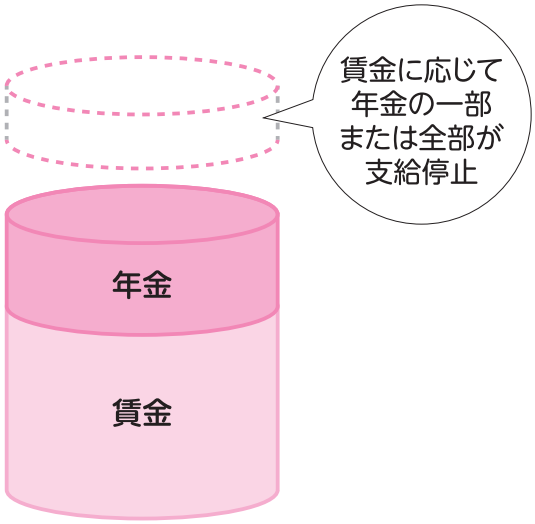

共済年金

受給者が…

組合員となった場合
（年齢関係なし）
賃金＋年金　＞　28万円

年金の一部または全部を支給停止

厚生年金被保険者となった場合
（年齢関係なし）
賃金＋年金　＞　47万円

年金の一部または全部を支給停止

被用者年金一元化後

厚生年金

受給者が…

65歳未満の場合
賃金＋年金　＞　28万円

年金の一部または全部を支給停止

65歳以上の場合
賃金＋年金　＞　47万円

年金の一部または全部を支給停止

※28万円と47万円の支給停止基準額は、賃金や物価の変動により改定される場合があります。

例　賃金が月額30万円、年金が月額10万円の場合

65歳未満

賃金30万円＋年金10万円＝**40万円　＞　28万円**

➡28万円を超えるので一部支給停止（停止額：(40万円－28万円)×$\frac{1}{2}$＝6万円）

65歳以上

賃金30万円＋年金10万円＝**40万円　＜　47万円**

➡47万円を超えないので支給停止なし

なお、この算定方法の変更により年金の停止額が多くなる方のため、その方の生活設計への影響に配慮し、次のような経過措置が設けられることになっていますが、詳細については今後政省令で定められます。

① 変更前の賃金と年金額の合計額の10%が減額の上限とされます。
② ①の対象とならない方は、賃金と年金の合計額が35万円を超える部分が減額の対象となります。

ココがしりたい！ Q & A

Q 現在、特別支給の退職共済年金を受給しているのですが、平成27年10月以降は老齢厚生年金になるのですか？

A 年金を受給する権利がいつ発生するかによって異なります。
平成27年9月30日以前に受給権が発生している方は、引き続き特別支給の退職共済年金を受給しますが、特別支給の退職共済年金の受給権が消滅する65歳以降は、老齢厚生年金を受給することになります。

生年月日	支給開始年齢から65歳未満	65歳から
①昭和25年10月2日～昭和29年10月1日	特別支給の退職共済年金	本来支給の老齢厚生年金
②昭和29年10月2日～昭和36年4月1日	特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
③昭和36年4月2日～	―	本来支給の老齢厚生年金